

「成年後見制度の活用」

井上 康子 氏(ファイナンシャルプランナー・社会福祉士)

「振り込め詐欺」「リフォーム詐欺」など悪質商法が後を絶たず、
高齢者にとって不安な世の中...

こんな時代だからこそ、成年後見制度を考えてみませんか？

成年後見制度は、認知症高齢者・精神障がい者・知的障がい者を対象に、
財産を法的に守る制度です。

平成12年度に公的介護保険制度と同時に施行されました。

この制度には「任意」と「法定」があります。違いは以下のとおり。

任意後見制度		今は元気でも 将来のボケが 心配な場合	本人が公証人で 「任意後見制度」 を結ぶ	判断能力が なくなってきたら 家庭裁判所に 申し出る	公正証書 印紙代等 2~3万円
法定 後 見 制 度	補助人	少しボケてきた 場合	必ず本人の 同意が必要	申し立て ↓	診断書等 1~2万円
	補佐人	判断能力が著しく 不十分な場合	本人も望んでいる 同意必要	審問 ↓	鑑定に 5~20万円
	後見人	殆ど自分では 判断できない 場合	本人の同意不要	調査 ↓ 鑑定 ↓ 審判 (支援内容決定)	

後見人は親族とは限らず、「職業後見人」として、

弁護士・司法書士・NPO等の法人でもOKです。(但し有料となります)

後見人・後見監督人が不足しています。現在、認知症高齢者169万人に対して
この制度の利用者は7万人しかいません。

2030年には一人暮らし世帯が37.4%になる見通しとか・・・

この制度をもっと知って活用する必要があるそうですね。